

○河合一也委員長 皆さん、おはようございます。

少し早いですけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

市民福祉常任委員会に付託されました案件は全部で10件であります。

審査順序は、こども未来部、健康福祉部の順序により進めたいと思いますけれども、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 御異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりとさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、審査が終了した課につきましては退席していただきたいと考えておりますので御了承ください。

それでは、こども未来部の議案審査に入ります。

初めに、議第33号「焼津市ターントクルこども館条例の一部を改正する条例の制定について」、これを議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○石田江利子委員 参考資料の61ページになります。新旧対照表のこども館の駐車場の使用料のところなんですけど、こども館の利用者は最初の2時間を無料とするが、駐車場を使用し来館するこども館の利用者は1日につき1回の駐車場の使用に限りということで、この加えた理由をお伺いします。

○堀内千穂子育て支援課ターントクルこども館長 石田委員の御質疑にお答えします。

今、委員のおっしゃるとおり、現在、最初の2時間を無料とするということで記載があるんですけども、実は専用駐車場、あと民間のほうにも提携駐車場がございますけれども、どちらも、再入場した場合、1回館に入ったんですけど1回退館してまた入りたいというとき、2回以上、複数回の割引を行うことになってしまうものですから、特に提携の駐車場に関しましては市費のほうから購入した割引券を利用者のほうに配付しているものですから、そちらの回数が増えることにより市費も大分かさんできてしまうということで、複数回を防止するために1日に1回の使用に限定するというで改正をいたします。お願いいたします。

○石田江利子委員 ということは、そういうことがあってということでこのように改正されるということでよろしいですね。

○堀内千穂子育て支援課ターントクルこども館長 はい。

○河合一也委員長 よろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 第4条の時間をおもちゃ美術館とやいづえほんとは分けた理由を聞かせてください。

○堀内千穂子育て支援課ターントクルこども館長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

令和6年度より、予定でいきますと、指定管理者制度に移行するに当たりまして、今は全体的な9時から19時という、ターントクルこども館としての時間しか記載がないも

のですから、そこを明確にするということで、おもちゃ美術館、こども図書館のそれぞれの開館時間を明記するというものになります。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 了解しました。

それから、2つ目、別表に入館料が書いてございます。この入館料ですけれども、市内、市外とありますが、これまでの午前、午後、夜間という利用者状況がどうだったのか。それは最初の、当初の見込みと比べて実際に多かったのか少なかったのかとか、どういうふうに分析されているのか伺います。

○堀内千穂子育て支援課ターントクルこども館長 深田委員の御質疑にお答えします。

午前・午後・夜間別の統計資料を今待ち合わせていないものですから、またその集計が正確に出るかというのも併せて後日お答えするでもよろしいでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 はい。

○堀内千穂子育て支援課ターントクルこども館長 ただ、私個人の感覚で申し上げますと、曜日にもよりますけれども、午後が一番多く入場者があるということと、夜間ですけど、これ、17時以降の夜間は残念ながらそれほど多くないですが、固定の、常連の方が今増えつつあるというふうに見ております。

こども館の特にこども図書館のところを利用する中学生、高校生とかが徐々に増えていると見ております。

以上となります。

○村松久美子育て支援課長 最初の見込みと比べてどうだったかという点でございますが、当初、午前、午後、夜間で分けなくて、通して、休日も含めての開館、計画をしていたんですが、ちょうど開館の年、新型コロナウイルス感染症が世界的な流行をしまして、やむを得ず、消毒の時間の確保ですとか、人の入替え、そういったことを検討してこのようになりましたので、午前、午後、夜間と分けること自体が開館前には想定できていなかったということでございます。

以上でございます。

○河合一也委員長 もし何か比較する数字があったら後日出してもらおうと。入館者数だけでも。可能でしたらお願いします。

○深田ゆり子副委員長 62ページ、先ほど駐車場を変更する理由は、石田委員からの質疑のお答えから分かりましたけれども、第7条のところ、この駐車場の使用料が利用料金に変わって、利用料金はその納付を受けた指定管理者の収入とするということが追加されておりますが、これまではどうだったんですか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

これまで、来年度は市の直営ということで、使用料が市の収入になります。歳入予算に計上させていただいております。

今後、指定管理者制度を導入するに当たりまして、利用料金制ということで、指定管理料が収入と支出の差額を払うような形を想定しておりまして、それでこういった規定を設けさせていただいております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 そうしますと、収入との差額を市が払うということなので、その

収入にこの駐車場の管理料も駐車場の利用料金も入れないとやっぱり収入として大変なのかなというふうに感じますけれども、これまではターントクルの入館料にプラスしないで、市の予算として歳入として入れていた、使用料として入れていたということです。分かりました。

そうしますと、この利用料というのは年間どのぐらいを見込んでおりますか。幾らぐらいを。最初の2時間無料、1日無料というのがずっとあったので、そんなに多くないんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○堀内千穂子育て支援課ターントクルこども館長 深田委員の御質疑にお答えします。

昨年の、R3年の10月からR4年の9月分の実績を集計した数字になるんですけども、114万5,850円が、まだ3月が終わっていないものですから想定の金額、見込みの金額になります。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 よく分かりました。

次に行きます。

12条のところで、今回、市長は指定管理者にこども館の管理を行わせるものとするということで、13条に指定管理者が行う業務は次に挙げるものとするということで(1)から(4)までありますけれども、一般会計のほうでも8,500万円ほどの年間の事業料がかかっておりますけれども、今度、指定管理者になったらどういう見込みとなる予定ですか。

○村松久美子育て支援課長 指定管理料の見込みでございますが、歳出、支出のほうをおおむね1億1,000万円ぐらい見込んでおりまして、それに対して、利用料金を3,000万円から4,000万円ぐらい見込んでおります。したがって、その差額が指定管理料としての見込みになってございます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 ということは、金額的には公で運営するよりも人件費が下がるということで、その分下がるということなんですけれども、第14条のほうに指定管理者の指定の取消し、これ、市長は、公募ではなくて指定するんですよね、指定管理者に。だけれども、14条では指定の取消しと全部もしくは一部停止のときは市に戻すということが位置づけられていますけど、今まで指定管理者に移行するとき、こういうことは書いてありましたっけ。何となく、指定管理者にする前から担保してあるよみたいなこの条例の書き方なんですけれども。

○村松久美子育て支援課長 ただいまの件でございます。ほかの施設の条例、詳しく見てはいないんですが、この条例を検討するに当たって、市長は指定管理者に管理させることができると、できる規定にするということを検討してきたんですが、ただ、できる規定というのはその条文の検討の中でふさわしくないのではないかと、そういった議論になりまして、その代わりといっちはなんですけど、それで臨時的な措置ということで、第14条の規定のほうを設けさせていただいております。

例えば、公募した場合に応募者がいないですとか、指定管理者となった会社、法人に何かあったとき、臨時的に市のほうが対応できるようにということで規定をさせていただいております。

○深田ゆり子副委員長 どういうところが考えられますか、そうなったときというのは。
○村松久美子育て支援課長 あってはならないと思いますが、例えば法的にまずいこと、違法な行為があった場合とか、経営的に問題があったりとか、館の運営者としてふさわしくないような御意見をいただいたときに担当として検討しなきゃならなくなったとき、そういったことが考えられるかと思っております。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

指定管理者はもう決まっているのでしたっけ、法人。決まっているよね。

○村松久美子育て支援課長 候補者は決まっております。

○深田ゆり子副委員長 候補者は決まっている。その団体は焼津市の市民で構成されていますか。それとも、ほかの県外とかそういう団体も入っている。有識者とか。そのメンバーの構成というのはもう公表されているんですか。

○村松久美子育て支援課長 法人のメンバーでございますが、昨年、全員協議会で法人設立のことを御説明させていただきまして、役員の方に関しましては全員市内の方になっております。あと、スタッフについては、設立時社員はみんな市内の方でございますが、ただいま任期付の正規職員としてターントクルこども館で勤務をしておるんですが、このほか、会計年度任用職員が10名ちょっとおまして、その者については中に市外の者もおります。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

法人の皆さんが焼津市内の方が全員ということで、それは少し安心なんですけれども、先ほど一番最初に、利用状況がどうだったかというのはまた知らせていただけということなんですけれども、やっぱり駅周辺に限定しているということと、あと観光客の人も利用すると言っていましたけど、子どもと。ただ、焼津市全体から見て利用状況がどうなのか。例えば遠くのほうとかは、和田、大井川の地域の皆さんがなかなか利用できないんじゃないかなということで、地域ごとの利用状況をお知らせしていただきたいんですけれども。

あと、私のところに寄せられたのは、やっぱり親子3人で行くと1回の料金は、やっぱり大人の料金がかかるのもっと安くしてほしいという。大井川のとまびあは入場無料なので何回も行っているんですよね。やっぱり何回も行けるようにする、そのための利用料金を安くするというのも、無料が一番いいんですけれども、そういうことがずっと言われているんですけど、そうしたことの改善というのはこの間されたでしょうか、検討は。

○村松久美子育て支援課長 ただいまの件でございますが、現在、パスポートを発行いたしまして、利用のほうを促進していただいていることと、あと、例えばワークピアという中小企業のつくる共済組合と提携をして、割引券を出していただいたりといった取組をしております。

それから、今後については、条例改正後の参考資料62ページの第7条第2項のところに、指定管理者は別表の金額の範囲内で市長の承認を得て利用料金を定めるものとするので、直ちにどうかというのは申し上げられないんですが、指定管理者の経営の努力次第では多少割引みたいなことも裁量でできることになります。

以上でございます。

- 河合一也委員長 よろしいですか。
- 深田ゆり子副委員長 経営努力で安くするのは、それはそれでしていただきたいと思うんですけども、やっぱり焼津市が運営している時期にそういう市民の声を焼津市としてどういうふうに検討したかという。検討してこなかったということになるんじゃないかなと思うんですが、どうですか。
- 村松久美子育て支援課長 割引に関しては、実は検討させていただいております、どういったやり方がいいかはたまたま検討中なんですけど、例えばLINEクーポンを使うとか、何らかの形でやらせていただきたいというふうに検討しているところでございます。
- 河合一也委員長 私、最初、市外の料金が高かったものだから市外の人が少ないと思ったんですよ、最初ね。ところが、逆に市外の人利用がすごい多くて、やっぱり意識の高さというか、私が周りに聞くと、焼津の人は、遊びといたら、そこに海はあるんだから海で遊べばいいとか、山で遊べばいいという感じで、ああいうところにわざわざ行く感覚がまずないと思う。行った人はそのよさがすごい分かって、うちの孫なんかも好きでよく行ったりするんですけど。
- だから、あのよさがまだ市民に、まだ分かっていないと思うんですけど、例えば小学校とか保育園とか幼稚園とか、そういうところに来てもらったりしていますよね。ああいう反応とか、もう全部市内でそういうのはやり終わっている状況なのか。市内のちっちゃい子供たちがみんなあのよさを親御さんと一緒にもう分かっているのかどうか、その辺の感覚はどうでしょうか。
- 村松久美子育て支援課長 ただいまの御質疑でございますが、まず、開館前にプレオープンという形でこども館のスタッフの研修を兼ねて、市内の幼稚園、保育園、御協力をお願いしますということで無料で御招待をしました。
- それから、その後も、新型コロナウイルス感染症でバス遠足に行けないということで、近隣の保育園、幼稚園が歩いて利用されたりとかして、またその後で保護者の方と一緒に来てくださったりとかもしております。
- あと、市内ではないんですけど、特別支援学校の皆さんがやっぱり御利用いただいております、対応がよかったというお褒めの言葉をいただきまして、その後、保護者の方と一緒に御来館をされたりしています。
- あと、幼稚園、保育園のPRにつきましては、園のほうにイベントのチラシを配付、特に公立に配付したりとか、そういったことをして入館者のほうを増やしたいというふうに取り組んでおります。
- 河合一也委員長 そういうことをもう十分されているということで、焼津市の人は何かああいうところを利用するという感覚がまだちょっと少ないのか何かね。やっぱり遊びは外で遊ぶものとか、何かそんな感覚を。もちろんそれも大事なんだけど、やっぱりああいう木と触れ合うよさが、そういう意識がもうちょっと。今のようなサービスというか、そういうのを続けてもらえば、きっと伝わっていくんじゃないかなと、よさがね。伝わるんじゃないかなと思いますので、また今後とも継続して努力してください。お願いします。
- 石田江利子委員 今の関連で思うことなんですけど、幼稚園とか保育園で生徒さんは行

かれて楽しかったと思うんですけど、実際に保護者と一緒に行っていないもの
すから、保護者の皆さんが子どもがどれだけ楽しかったのかとか、そのお話を聞くんだ
けど、実際に、じゃ、保護者の方々が、今、子どもさんたちを育てている状態で、それ
こそいろんな御家庭がある中で、お金もかかることだものですから、幾ら子どもが行き
たいと言っても、やっぱり保護者の皆さんが子どもが本当に楽しんでいる様子というの
が分からないと、保護者の皆さんがよさを分かっていないというのが、やっぱり一緒に
家族で行かない、行けない、なかなか焼津の方が足を運べないという理由になるんじゃ
ないかなと思うもんで。その辺が、御家族の皆さんで行けるような、少し何か企画的な
ことだったりとか、オープンデーみたいな感じをつくってみるとか、市民感謝デーみた
いなをつくってみるとか、その取組、もしかしたらいいのかもしれないと思います。
よろしくをお願いします。

○河合一也委員長 お願いします。

じゃ、よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 ほかにないようですので、質疑、意見をこれで打ち切らせてもらいま
す。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 今回の条例の一部改正は、今議論がありましたように、まだ、
2021年7月4日オープンですね、令和3年で。令和6年の4月1日に指定管理者に移行
するよということで、この間、先ほどお話がありましたように、新型コロナウイルス感
染症が始まったんですね。だから、通常の運営を3年間やってこれなかったということ
で大変な運営をされてきたとは思いますが、やはり市民の方がたくさんもっと利
用できて、内容を分かっていたくには、この3年間で、最初に、3年たった指定管
理者に移行するという話だからという、決まりだからということが、そうじゃなくて、
やっぱり柔軟に考えるということが市長の基本方針にありましたから。柔軟に、迅速に
ということですね。そういうことを考えると、やっぱり新型コロナウイルス感染症が終
わって、市が通常の期間で3年、もう3年ぐらいね。どういうふうにサービスが拡充で
きるのか。

市内のみんな、保育園、幼稚園、それで保護者、そして小学生も、中学生も、高校生
もという対象をちゃんと、シニアもありますけれども、高校生までの子どもたちの利用
状況を拡充していくために市がもっと努力して、そうしてから指定管理者に進めるとい
う、そういう段階が、まだ拙速過ぎる、早過ぎるということで、今回の条例改正には賛
成できませんので反対討論とさせていただきます。

○河合一也委員長 そのほかは何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第33号について、これを原案のとおり可決することに賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号「焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 議第34号について質疑させていただきます。

参考資料の65から68です。参考資料の第26条、これを削除した理由、まずお聞かせください。

○川村 仁保育・幼稚園課長 第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止ということですが、こちらについては民法でございます。令和4年の12月に民法の改正により懲戒権の条項の削除が前提としてございます。

懲戒権の削除でございますが、民法については、親権を行う者は監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定でございましたが、この規定については、しつけとして児童虐待の正当化、口実に使われることがある、または懲らしめる、戒めるという強力な権利であるとの印象を与える等のことによりまして、民法から懲戒権は削除されております。

その懲戒権の削除を受けまして、児童福祉法と子ども・子育て支援法にあります懲戒に係る権限の濫用禁止、こちらについても、子どもの福祉のために必要な措置を取るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等の権限を濫用してはならないという項目でございましたが、この項目についても条項を削除するというところで、こちらについても削除するということになっております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 民法で令和4年12月まではこういうことが、体罰とかが認められていたということですね。いや、初めて聞いて、恐ろしく感じました。ありがとうございます。

続いて、66ページから67ページに特定教育・保育施設との連携ということで、2から5番が追加してありますけれども、よく意味が分からないので教えていただけますか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 まず、今回の条例の改正でございますが、国の基準の改正によるものでございます。内閣府の省令でございまして、子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づいて今回の条例も改正しておりますが、まず用語の説明からさせていただきます。

特定教育・保育施設ですが、これは市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する教育・保育施設ということで、こちらは保育所、認定こども園、新制度の幼稚園ということになっております。

次の「及び特定地域型保育事業」でございますが、こちらが、市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業を行うものとして確認する事業者として地域型保育事業としてありまして、内容については、家庭的保育、小規模保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育所となっております。こちらの42条からありますのは特定教育・保育施設との連携ということで、小規模施設が保育所や幼稚園と連携をする必要があるとして国のほうで定めている基準がございます。

その現行の規定については、小規模は零歳から2歳の幼児を扱うもので、比較的小規模であることも踏まえまして、集団保育の提供など保育内容の支援をすることが1つ。2つ目が、職員の病気の場合の代替保育の提供をすること。3つ目が、3歳から5歳児の卒園後の受皿の確保ということで、この3つが連携、確保が必要であることです。66ページ、第2項ですが、ここについては、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすときは規定を適用しないことができるとしております。

ここについては、小規模の代替保育先として、第2項から第3項に係るものなんです。同じ小規模保育事業でも代替保育ができるようになりますというような内容の仕組みを2から3項で言っております。

4項については、卒園後の受皿の提供というところでございます。卒園後の受皿の提供を行いますところで、確保要件をちょっと緩和するという措置をここで取っております。

4の(1)については、小規模の卒園児を、市長が児童福祉法の規定により調整を行うに当たってというところがありますので、小規模卒園児を利用調整で優先的に取り扱う場合については、引き続き必要な教育、保育が提供されるよう講じていくときとして、ここも適用しないことができるとする規定でございます。

4の(2)については、連携施設の確保が困難であるときとしております。

それから、5項でございます。5項についても同じですね。4項から5項については、受皿の確保について、連携施設の確保要件の緩和ということで、同じ考えでございますが、5項については、企業主導型保育事業について、企業主導型保育施設と認可外保育施設について示している項目でございます。

○深田ゆり子副委員長 実際こうなったときに、こういうふうはこの条文があったらよかったなという何か実際のところはありましたか。特に2から3。2、3、4、5のところ。

○川村 仁保育・幼稚園課長 特にここについて、本市ではということはないんですが、連携施設については、やはり小規模について、卒園後の受皿として民間の幼稚園というのがございますので、ほぼ現状では小規模で18園全園が卒園後の受皿として連携施設を持っておりますので、現状としてはここまでは要らないのかなと感じております。

○深田ゆり子副委員長 今のところはないと。

○石田江利子委員 そもそも、これ、条例改正になったというその背景というのは、新型コロナウイルス感染症関係なのかなと思ったら、そうばかりではないんですか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 新型コロナウイルス感染症関係ということではなくて、全国的に連携施設ができていない、小規模が保育所なり幼稚園なりと連携できていないというところがありましたので、確保の要件の緩和をしているというところなんです。

○河合一也委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第34号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議第36号「焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 今回の改正は、バスの安全対策ですね、通園バス。焼津市では、日常的に自動車で送迎するところ、保育所等はどのぐらいありますか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 バスでございますが、バスについては、保育所はございませんで、民間の幼稚園11園が送迎のバスを持っているところでございます。

○深田ゆり子副委員長 11園の幼稚園さんは送迎バスを持っているということで、事件でもありましたけれども、体制というのは今回ブザーをつけなきゃいけないというあれですよね。それだけじゃなくて、全員チェックとか、バスに乗る先生の、臨時の人とかパートの人とかということで、責任の所在がちょっと曖昧なような感じも受けたんですけども、そういうところの体制は今回の条例には書いてないと思うんですけども、どういうふうになっていますか。安全対策は、焼津市は大丈夫ですか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 前提として、この条例については、家庭的保育事業者等ということで、先ほど説明しました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のうちの特定保育事業に当たる部分、つまり小規模に関するところの条例の改正でございます。

先ほどの条例については、地域型保育給付費の支給対象事業として、支給対象、支給に係る条例の改正でございますが、こちらについては家庭的保育事業者の施設の認可に係る最低基準の設置ということで、条例自体については小規模の条例になりますので、幼稚園等についてはまた学校教育法のほうに、県からの指導ということになります。

○深田ゆり子副委員長 74ページの衛生管理等のところ、今回、第14条の2、職員に対し、感染症及び食中毒の予防の研修とか訓練を定期的実施するという文言が入ったんですけども、これ、今までやっていなかったということですかね。必要な措置を講ずるという言葉になっていましたけれども、定期的にということが1年に1回なのか、1か月に1回なのか、どういうところを指しているのでしょうか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 衛生管理の事項でございますが、前のほうにもございますが、安全計画の策定等にも関わってくることでございまして、衛生管理については各園でしっかりやっているところがございますので、ここ、ちょっと踏み込んだ表現に改めて。安全計画のほう、今まで各園で持っていたものをもう少しまとめて監査時にも示せるような簡易的な内容にするというところで安全計画のほうにも書いておりますので、そこで示した内容について、ここにも併記したというようなことになっております。

○深田ゆり子副委員長 73ページの第7条の2、安全計画、このことですか。今までこういう安全計画の策定というのはなかったということなんですよ。

- 川村 仁保育・幼稚園課長 今までは安全計画という名称ではなかったんですが、それぞれの園で避難計画なり、このための計画自体は持っておりましたが、ここまでまとめたものというものではなかったもので、それをまとめた形で示すようにしてくださいということで条項を追加されたものでございます。
- 石田江利子委員 これ、一応4月1日から施行ということになっているんですけども、ブザーというのですか、そのことに関しては、51ページ、議案書のほうにも書いてありますけれども、令和6年の3月31日までの間ということになるんですけど、今後の予定としまして確認していかなきゃいけないということも起きてくると思うんですけども、実際にそれがちゃんとされているかという、その辺はどのような感じでチェックしていく予定でいらっしゃるのでしょうか。
- 川村 仁保育・幼稚園課長 この条項についても、小規模のところに書かれた条項なものですから、実際につけるものとしては幼稚園のほうになりますけど、そちらについてはこちらでは確認はしないです。
- 石田江利子委員 じゃ、取りあえず条例で、こういった条例がありますよと、ここからここまでの間にこういうことをしてくださいよと、それで終わりということで。あとはその11園にお任せするということですか。
- 織原由香利こども未来部長 今バスを持っているのが私立幼稚園ということで、幼稚園の指導監督が県になるものですから、市から直接指導監督は行わないんですけども、給付の関係で監査に伺うことはありますので、そういうときには確認をさせていただくことはあるかもしれませんが、具体的に今回の規制に基づいて動くということは想定しておりません。
- 深田ゆり子副委員長 1つ確認します。
- 議案のほう、51ページの経過措置、これ、幼稚園がバスを使っているということなんですけど、ここの最後のほうに、令和5年4月1日から、今、石田委員がおっしゃったように、1日から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができるという文言がすごく気になるんですよ。これ、どうして備えないことができるって。
- そうすると、じゃ、令和6年3月31日までに、それ以降につければいいわというよこしまな考えを持つところが出ないか心配なんですけれども、できれば早くやるべきじゃないかなと思うんですが、これを経過措置に位置づけた理由をお聞かせください。
- 川村 仁保育・幼稚園課長 こちらについては、参考資料の73ページの第7条の3の第2項、新旧対照表のところがございますが、これは小規模に関係するものなんですけど、家庭的保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、行わなければならないとしております。
- 同じような感じで幼稚園のほうも定めがあるのかなと思っております。
- 河合一也委員長 猶予がある理由を聞いたんですよ。
- 令和6年の3月31日の間までは備えないことができるという。
- 川村 仁保育・幼稚園課長 機種として、製造業者も少ないものですから、そこを考えて、6月いっぱいをめどとしてやっているということはあるようなんですけど、それは夏

季の暑くなる前までに何とかつけてくださいという通知があったと思うんですが、それができない場合、業者が少ない、生産数が限られているということもございますので、そこを勘案して経過措置を延ばしているというふうなことだと思っております。

○河合一也委員長 そのときにブザーに代わる措置を講じてって、何か措置を講じなくちゃいけないということだと思んですけど、どんな措置が考えられるんですか。それは人的にちゃんと確認しろと、そういうことでいいんですかね。

○川村 仁保育・幼稚園課長 そうですね。まずできるのは、後部座席まで行って、一番後ろまで行って確認するというところでございますので、それをしたときにチェックリストなりに書いて確認をして、それをちゃんと園側に提供するというようなことがございます。

○吉田昇一委員 私、確認したいんですけど、この条例って、小規模の保育施設に関する条例で、幼稚園まで入っているんですか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 幼稚園は入っておりませんで、私が最初に言ったのが内閣府のもの、ここで言っているのが厚生労働省、幼稚園については文部科学省の所管になりますので、また別の法令ということになります。

○吉田昇一委員 この条例でバスにブザーをつけ、その対象となるブザーがついている車は今ないんですよね。

ないとしたら、この令和6年3月31日までの猶予期間に新たにバスを、今ない事業所がバスを導入して、それに対して、ついていなくても令和6年3月31日までは点呼とかいろいろすればバスは導入できますよということですか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 そういうことでございます。

○吉田昇一委員 それでしたら、バスを導入する時点ではブザーがついていないと許可しませんよという形のほうがいいんじゃないですか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 今後バスを導入することがある場合は、皆さん、それを分かって導入する予定だと思っております。

○吉田昇一委員 分かってというようなことは、令和6年3月31日まではブザーをつけなくていいよということが分かって導入ということですか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 ブザー等を設置する前提でバスを導入されるということになると思います。

○河合一也委員長 新しく導入する場合には、きっとそういう前提でみんな導入すると思うけど、今まであるものに関してはちょっと猶予を与えるということですね。

○吉田昇一委員 今までないんですか。

○石田江利子委員 いや、ある。バスは11園あるんです。

○吉田昇一委員 それは幼稚園のほうでしょう。幼稚園はこれに関係ないと言っていたでしょう。関係あるところには、今、バスがないんでしょう。ないんだったら、新たにバスを導入しました、ブザーはついていません、だけど3月31日までにつければいいんでしょうということですよ。

○川村 仁保育・幼稚園課長 条例上は。

○吉田昇一委員 それだったら、もう導入のときからつけてよと書いたほうがいいんじゃないの。

○河合一也委員長 言っていることは分かる。物が無い場合があるかもしれないということです。

今の、もう一回、川村課長から整理して答えてもらいます。

○川村 仁保育・幼稚園課長 今、小規模においてバスが無い場合で、新しく購入される場合、この条例の通知もあるものですから、通知に従って、皆さん、バスを購入いたします。

この基準については、国の基準をそのまま適用しております。国の基準がこうなっておりますので、市の条例も同じような解釈としております。

○河合一也委員長 焼津市の場合だけに適用すると、今はないけど、あるところもあるんですよ、きっとバス。そのときはこの猶予もあるし、導入する場合にはこれ前提できっとみんな導入するというので理解すればいいんじゃないでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 これは焼津市の条例だから焼津市に合わせた条例にする、今、吉田委員がおっしゃったことはもっともなことだと思いました。幼稚園のことじゃないものでね。

ただ、今は利用していないけれどもバスを持っているという家庭的保育所があるのでしたらこれが適用されると思うんですけども、それはどうですか。ワンボックスのバスとか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 小規模でもワンボックスの小さいバスというものを持っておりますが、それは送迎用ではございませんので、ここには当たらないということでございます。

○石原孝之委員 今回、実際あぁいった悲惨な事故があったので、日中のお出かけにも適用してもいいのかなと思うんですが、どうですか。送迎じゃなくても、お出かけとかで移動するんですよ。そのためにバスを所有している。それに関してはどうですか。送迎に限定していますが、お出かけで使うときがあって、結局、熱中症対策で置き去りを防止するって観点の話です。今、送迎の話ばかりでここにフォーカスしていますけど。

○川村 仁保育・幼稚園課長 そちらについても、73ページ、参考資料を御覧いただきたいと思いますが、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、そこは送迎だけではなくて、事業所で活動、取組等のために移動する場合については、利用乳幼児の所在を確認しなければならないというふうなことがございますので、こちらのブザーということではないんですが、園のほうでしっかり確認をしてくださいというようなことを書いております。

○石原孝之委員 内容はもちろん分かるんですが、送迎じゃなくても、あぁいった事故を防止するためには、ブザーは国でも出ていますから、焼津市でもあったほうが安全防止対策ではないでしょうかって話をしています。

○深田ゆり子副委員長 この経過措置のところの2の「送迎」ってここに書いてあるので、「送迎等」にしたら全ての、今、小規模家庭保育所もワンボックスでお出かけするときに使っているということで、そういう利用ができるものですから。これ、1文字入れるだけですごい焼津市にも当てはまるんですよ。委員会として前向きに改善できるようなったら、そういうのが検討できるかどうか。

○織原由香利こども未来部長 御意見ありがとうございます。

この条例は、地域型保育事業所の認可の基準になります。国の法令に基づいた改正になりますので、それに準じております。

先ほどの経過措置につきましては、今年度買ったところに対応するのとかかという御意見もいただいて、実際にその前に御説明申し上げた中で、期限を切っているのに間に合わないかもしれないというところもあるので、その部分も含めて猶予を持たせているんだと認識しておりますので、今回、また別のお話になってくるかな、認可の基準とはまた別の話になってくると思いますのでね。認可は、バスがあるかどうかとか、そういうところまで今求めているので、今回の改正では当たらないのかなと考えていますけれども、当然、不安を感じられることはよくこちらも分かっておりますので、監査等では十分なチェックをしていきたいと考えております。

○河合一也委員長 そうすると、この件に関して、私の理解でもう一回確認させてもらいますけど、焼津に合わせると、それはそうですけど、焼津で、今持っていないけれども、今度もし導入する場合でも、この猶予がある期間はなくてもいいんですよね。その代わり、ここをきちっとやれば。

だから、別に焼津に当てはまるわけですよ。

導入するときは必ずつけなさいじゃないんですよね。将来的にはもちろん必ずつけなくちゃいけないですけども、取りあえず来年の、令和6年3月31日まではなくてもいいですよ、導入する場合でもということですから、焼津に当てはまるわけですね。

今回はその件の条例ですから、それで進めたいということで私は理解したんですけど、ほかの方はどうですか。

○石田江利子委員 いいです。

○深田ゆり子副委員長 今はなくても、焼津市ではそういう送迎用のバスを使っていないんですけども、ブザーをつけて購入する小規模事業所があるということによろしいですか。

なくても導入できるんですけど、先ほどから、今は焼津市にはないという、小規模事業所は持っていないという。持っていないんじゃないかと、送迎を目的としたバスはないですよと、焼津市には。そういうお話だったんですよね。

だから、今度、送迎を目的としたワンボックスでもバスでも購入するところがあるということですか。

あるかもしれないので、それを広げていくということですか。広げておくということですか。

○川村 仁保育・幼稚園課長 そういうようなお考えでよろしいかと思えます。

ただ、送迎用、ゼロ歳から2歳ですので、なかなか幼稚園児のように御自分で乗るといようなことができないものですから、小規模の送迎というのは難しいのかなとは思っております。

○石原孝之委員 そんなことはないですけどね。

1歳、2歳は乗れますけど。

○河合一也委員長 このこと以外に何かありませんか。質疑、意見を打ち切ってよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第36号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、こども未来部の議案審査については終了いたしました。

こども未来部の皆様、どうもお疲れさまでございました。

ここで当局職員が交代しますので、暫時休憩とします。

休憩(9:56~10:07)

○河合一也委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、健康福祉部関係の議案審査に入ります。

初めに、議第7号「令和5年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」を議題といたします。

質疑、意見のある方は御発言願います。

説明書のできるだけ早い数字のほうからお願いします。

○石原孝之委員 上から3番目ですね。総務費、総務管理費、一般管理費、1款1項1目

介護保険システム費、介護保険システム維持管理費が、予算が昨年度は880万9,000円、今年度は2,350万8,000円という話になっておりますが、この内訳というか増えた理由。

3倍近く増えています。どういった理由がありますか、教えてください。

○萩原雅頭介護保険課長 お答えします。

こちらのシステムの関係ですけれども、今現在、使用している機器のリースが切れたということで、その更新費ということになります。今回、予算計上させていただいているのは、購入ということで、リースではなく購入。その理由としては、リースになりますと、年間で平準ができるんですけど、その辺、安価にできるということで、そちらのほうで、予算の計上をさせていただいております。

内容ですけれども、サーバーが2基、それと、端末が17台、その分で計算をさせていただいております。

以上です。

○石原孝之委員 介護保険システムのアップデートはどんどんしていくところもある

ので、ちょっと不安ではあるんですが、もう実際そのシステムがだんだん古くなってくる可能性も含めた上でも、リースより今回買いという決断のほうがいいというふうに踏んだということで、認識よろしいですか。

○萩原雅頭介護保険課長 今回機器ということでお願いしているところにして、システム

自体は今安定しているものですから、購入という形でも将来的にやっていると、そう

いう判断で、今回、こういった形とさせていただいております。

○石原孝之委員 分かりました。

○深田ゆり子副委員長 歳入の265ページ、266ページです。第1号被保険者保険料の特別徴収分が約26億円で、普通徴収分が1億6,400万円ですけれども、これはそれぞれ何人分を計算されたのかというのと、あと、特別徴収分と普通徴収分の割合は、普通徴収分が増えているのか変わらないのか。どういう状況であるかをお聞きします。

前年度より金額では517万8,000円増えていますけれども、人数的にも増えているのか。高齢化が進んでいるということで増えていると思いますが、どのくらい増えているのか。

それと、その下の滞納繰越分、799万9,000円ですけれども、これも前年度分までの人だと思んですが、何人分なのかお聞きします。

○萩原雅頭介護保険課長 まず、一番最初の保険料の関係ですけれども、こちらの総額につきましては、ほほえみプランの中で、高齢者の人口推計と、あと、基準額を基に算出しているものでございます。その算出根拠ですけれども、基準額が6万7,080円。それに将来推計人口の4万1,294人を掛けまして、27億7,000万1,000円という数字を基にしております。

特徴、普徴の割合がどうなっているかにつきましては、ちょっと今、過去のデータを持ち合わせておりませんので、また、後日報告ということでよろしいでしょうか。あと、滞納繰越分の人数につきましても、併せて御報告のほうをさせてもらうということでもよろしいでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 同じページなんですけれども、その下の、3款2項4目と5目ですね。保険者機能強化推進交付金、これ、前年度よりも573万7,000円減額計上になっておりますけれども、これ、どういうところが下がったのか。これ、強化推進交付金が下げられたんですけれども、何かその理由があるのか。

それと、その下の介護保険者努力支援金、これは増えているんですが、395万9,000円と昨年度より増えています。何か焼津市が特別な努力をしていて、その支援として交付されているよということなのか、その辺の内容を教えてください。

○萩原雅頭介護保険課長 こちらの2つの交付金につきましては、自治体の取組を客観的な指標で評価して、その達成状況に応じて交付金額が決まってくるというものです。これは国のほうからの決定額というのを基づいております。この交付金につきましては、大きく7項目に分かれておりまして、PDCAサイクルの活用、あと、介護支援専門員、サービス事業所等の推進などで、それぞれで共通の項目を評価して、交付されてくるというような交付金になります。細かく分けると、項目としては60項目ぐらいになります。大きく分けて7つの区分があって、その中で60項目ぐらいのところまで回答をしていくものになります。

減った理由としましては、その評価が低いと、やはりその分下がってきますし、その項目で評価が高いということであれば上がってくるということになる。全体的には、国の予算が年々減っているというところが一番の前提ということになります。

○深田ゆり子副委員長 ということは、国の予算が減っていて、評価が低くされたわけではないということですか。この上の強化推進交付金のほうは。

○萩原雅頭介護保険課長 評価が低くなっているということではございません。

- 深田ゆり子副委員長 それでは、その下の努力支援交付金は増えているので、これは国の予算が増えたのか、それとも評価が上がったのか、どっちなのでしょう。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 努力支援交付金等推進交付金は、評価される部分が変わります。努力支援交付金につきましては、介護予防ですとか健康づくりに資するという取組ということで、それを評価の対象としています。ですので、ここが上がったということはこの取組が評価されたということとなります。
- 以上です。
- 石原孝之委員 ページは272ページです。上から9番目、総務費、介護認定審査会費、介護認定審査会に関してです。1款3項1目、1,631万5,000円が計上されています。介護認定審査にまつわる話です。68名の方々の構成から教えてください。
- 萩原雅頭介護保険課長 委員の構成につきましては、医師、ケアマネジャーと薬剤師、保健師、介護士さん、医師会と歯科医師さんから推薦をいただいております。
- 石原孝之委員 毎月、何回開催されておりますか。
- 萩原雅頭介護保険課長 大体月平均で15回から17回ぐらいということでやっております。
- 石原孝之委員 実際、先ほど言ったメンバーの中の報酬の額が、皆さん違っていると思うんですけど、医師には幾ら、介護士には幾ら、教えてもらっていいですか。
- 萩原雅頭介護保険課長 審査会の委員の報酬につきましては、一律でお一人2万円。1回2万円ということで、お支払いのほうをしています。
- 石原孝之委員 1回2万円で15回から17回、何グループに分かれてやられておりますか。
- 萩原雅頭介護保険課長 17グループに分かれております。1つを合議体というのですけども、その日、1合議体に4人の方をお願いして、そこで1グループ、1年間固定ということで、それで審査会のほうを開催しております。
- 石原孝之委員 先ほど医師会や薬剤師会、歯科医師会から選出して、団体から選出してもらっているって話で聞いています。私も介護施設の仲間に聞くと、介護福祉士についての選出は一本釣りというふうに聞いているんですが、今も現状変わらないですか。
- 萩原雅頭介護保険課長 今も現状は変わっておりません。
- 石原孝之委員 選出方法に関して、市民の方からも、団体の方からも相談があった話なんですけど、静岡県介護福祉士会では、静岡市介護福祉士会というのがあります。下部組織に。焼津介護福祉士会というのもあります。なので、団体に振って一本釣りではなく、各課からの、今までの例年どおりの、特養から出してもらうとかではなく、介護福祉士会という国家資格の団体が、下部組織がありますので、そこにお伺いを立ててやっているという、静岡市は、もう4年ぐらい前からやられていますので、ぜひそういった団体を立ててあげて、管轄する課の一本釣りではなく、そういった形のほうがいいという声も上がっていたので、お伝えしておきます。
- 深田ゆり子副委員長 介護福祉士と、ケアマネさんもそうですか。団体から、医師会と歯科医師会から推薦をもらっているのは、医師さんと薬剤師さんだけ、歯科医師さんだけですか。それ以外はどのようなふうに行っているのか。
- 萩原雅頭介護保険課長 基本的には2年で、改選といいますか、任期が切れるものから、前回、会があるところは会への推薦ということでお願いをしまして、それで、会からの推薦以外のところについては、前年をお願いしていた方に、再度、希望を聞いて、

選出をしています。

先ほど申し上げたところ以外は、会からの推薦は、特にいただいていないということになります。

- 深田ゆり子副委員長 やはり市から税金を出して、そして、認定審査会を公平に平等にやっていくのは、私は今まで全部、団体さんから推薦をもらって、それで、認定審査委員をやったださっているとはばかり思っていましたから、だから、そういう誤解を招くようなやり方、市が勝手に指定していくというのはやっぱりよくないと思いますので、それぞれの団体からの推薦を受けて、そしてやっていただくという、そういう過程を大事にするというの、そういう経過ね。それはちゃんと答えられるようにしていったほうがいいと思います。

以上です。

- 石原孝之委員 介護保険給付費、2款2項1目介護予防サービス給付費、介護予防サービス給付費に関しです。

今回、予算づけとして、2億5,073万9,000円あります。訪問介護、介護予防通所介護等の介護予防サービスに関わる保険者負担額の経費ということで計上されておりますが、最近の総合事業に関して市内の情勢というか、要支援の方の数、含めて、受皿となる施設の今の現状を教えてください。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 石原委員の、今の御質疑の、介護予防サービス給付費は、総合事業の給付の認定はないと思われま。

- 石田江利子委員 ページで言うと272で、番号で言うと12。1款3項2目の認定調査事務費のところなんですけれども、実際に訪問調査等もしていらっしゃると思うんですけど、今の調査に行ったださっている方々の人数と、平均でどのぐらい、1日回っていらっしゃるのか。どのぐらい今、審査が下りるまでにかかっているのか。その辺、教えてください。

- 萩原雅頭介護保険課長 今、調査員が13人の方をお願いしております。調査の時間とすれば1時間以内ぐらいで1件を行ったださるような形で、今、ちょっと新型コロナウイルス感染症の関係等もございまして、申請から認定までが34日ぐらいかかっているような状況であります。

- 石田江利子委員 かかり過ぎ。

認定が出るまでにやっぱり皆さん、待ち時間が長いということをよくお声で聞くんですけども、今後、今、理由としては、新型コロナウイルス感染症というお話がありましたが、今後はどのような形で進んでいく予定でいらっしゃるのでしょうか。目標といましようか。

- 萩原雅頭介護保険課長 今調査のほうで、1人、1日3件ほど行ったださっているんですけども、帰ってきてからの整理等もあるものですから、今のところ、ミスがなくすというような状況で、3件ということでやっております。

今まで、新型コロナウイルス感染症の関係で、調査ができない場合ということ想定して、臨時的に調査なしで、1年間だけ延長ができるという制度がありまして、その影響が、年度内だと、3月で終わる予定だったんですけども、そのところがちょっと先にどうも延びてきたものですから、5月くらいまでには、その影響のある部分が終わ

るのではないかということで考えております。

ですから、そこから影響がなくなってくれば、少しずつ日数が減ってくると。国の目標では、30日ということであたわられておるものですから、その日に近づけるように努力してまいります。

○深田ゆり子副委員長 34日かかっている間に、やっぱり何かしらの支援をしてほしいんですよね、家族は。そういうところの支援というか、援助、相談の支援というのはされているのですか。

○萩原雅顕介護保険課長 その認定までが間に合わないときというのは、暫定のプランをつくっていただいて、それで対応のほうをさせていただいております。

○深田ゆり子副委員長 そういうのはやっぱり家族とケアマネジャーさん、その方たちでちゃんと話をして、こういうサービスもできるよということをお伝えするということが大事ですよね。分かりました。

○石原孝之委員 先ほど間違えた46番のことでした。3款1項1目、46番目ですね。ページは278ページ。

通所型サービスA、緩和したサービス、事業費です。今回予算づけとして、昨年度は3,060万2,000円、今年度が2,754万2,000円という形で少し減っています。先ほど言ったとおり、総合事業に関して、なかなか受皿の施設が増えないという現状を聞いているんですが、今、焼津市で受皿になる施設は何施設ありますか、伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 4月1日現在で5か所ございますけれども、A型については、やってくださるところを増やすべく、いろいろな事業所を回って、条件ですとかそういったものについて、お話をさせてもらっているところはあります。当初予算の額としては、実数が計画値よりも、やってくださる事業所の数が少なかったものですから、実態に合わせるべく、少し減額をさせてもらっておりますけれども、方向性としては、通所型サービスAの事業所が増えていって、サービスAの提供がたくさんできるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○石原孝之委員 実際、予算が余ったので下げたという形の認識でよろしいですか。昨年度より。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 実績値に近い形にしました。

○石原孝之委員 総合事業の受皿の事業所が結構限られている部分があるかもしれないですけど、実際、増えていないというところの現状をどのように、これからまたアプローチして増やしていくつもりですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 先ほども申し上げたとおり、やってくれるような御返事をいただいた事業所には個別に伺いまして、お話をさせていただいております。

以上です。

○石原孝之委員 市から逆にアプローチするのではなく、国の政策として総合事業の受皿という拡充も、市内で醸成を図っていかないといけないとは思っているんですが、実際のところは待っている側というか、主体的に自分たちから声をかけてということはないということになりますか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 こちらから出向いていって説明に伺っております。で

すので、場所的に、この場所でやっていいかどうかとか、そういうことを聞かれるもの
ですから、こちらから、通所の事業所のほうに出向いて行って、できるとか、こうすれ
ばできるというようなお話をさせていただいております。

以上です。

- 石原孝之委員 スペースの問題もあると思いますので、これからもその辺はちょっと自
分も気にはなっていたので、最近増えているのかなというところもあったので、総合事
業の受皿として。でも実際、大切なゾーンではあるんですよね。フレイルの部分が当て
はまる方々が結構ここにはいらっしゃるので、ぜひ、もし、市でどこか場所をつくって
でも、サテライトの場所でも、何かそういった形でフレイル対策の1つとしてもできれ
ばいいかなと思いました。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 273ページと274ページ。最初の歳出の保険給付費ですね。介護サ
ービスの居宅介護サービス給付費、そして地域密着型介護サービス給付費、これは前年
度よりも大分増えていますけれども、この説明を、そして施設管理サービス給付費は
プラスマイナスゼロ、前年度と変わらないんですが、事業所の数とか、ベッド数が増え
ているのか、対象の人数が増えているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

- 萩原雅顕介護保険課長 保険給付費につきましては、事業計画の3年間の見込み、そこ
で推計した給付費を計上させていただいております。

対象施設については、やはり事業計画のほうで必要な施設のものを整備していくとい
うことで、本年度、来年度、完成予定のものがございまして、そこで、認知症対応型が
定員27名、新たにということと、定期巡回が1施設、小規模多機能型が1施設、看護小
規模多機能型が1施設、その整備をしていくと。

既に、今年度10月にオープンしたところもございまして、あと2施設については、今
年度末までには整備が完了すると。残りの1施設については、令和5年度中に整備を行
うというような予定で今計画しております。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 来年度の介護事業計画の見込みの金額を当てはめているとい
うことですが、実際に、前年度と比べて、増え方というのは見込みどおりに進んでいるのか、
それとも少ない状況なのか、多い状況なのかって分かりますか。事業所がかなり小規模
の事業所が増えているんですけれども、やっぱり、こういう特養とか大きいところじゃ
なくて、小規模の事業者が多いということなのか、それとも事業所が、そういうところ
を希望しているところが増えているのか。

- 萩原雅顕介護保険課長 今年度の実績値でいきますと、推計値と比較しまして、11月利
用分までを割り戻した計算で推計していきますと、大体、目標値の90%ぐらいというこ
とになります。

あと、令和3年、令和4年もそうなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影
響というのを特に通所の関係のほうで受けているものですから、ちょっと推計どおりに
はいかない可能性というのはあるんじゃないかなというふうには感じております。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 次回の介護事業計画はいつから。

- 萩原雅頭介護保険課長 次期の計画というのが、令和6年から令和8年の3か年になりますので、令和5年度に計画のほうを策定してまいります。
- 石原孝之委員 上から、段で52番、ページで言えば278ページです。3款2項1目介護予防普及啓発事業費に関してです。前年度203万4,000円ついています。今年度、その3倍近くなる592万4,000円がついております。予算を増やした理由や展望など教えてください。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 介護予防普及啓発事業費についてでございますが、増額の主な理由は、新たに介護予防教室、これは今まで運動メインのところが多かったんですけれども、これに口腔ですとか栄養といった、複合型プログラムと介護予防教室を予定していることと、あとは医師会館、新しくできます医師会館での医療従事者が関わるような介護予防教室の予定をしておるものですから、こちらが増額となっている主な理由になります。
- 以上です。
- 石原孝之委員 今まで地域ではころばん体操などの普及啓発に、私も地元の地域には関わっていましたが、新しい医師会館もできましたので、医師の従事者が関わるというところは、市民に関しては、とても興味深い話かなと感じております。
- 謝礼に関してなんですけど、やっぱりいろんなランクづけじゃないですけど、この栄養士さんにはこの額とかって決まっているんですかね、医師だったり、PTさんだったり。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 謝礼という形ではなくて、これは1回幾らというような形でお支払いをする予定でございます。
- 以上です。
- 石原孝之委員 ここに講師謝礼って書いてありますけど。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 謝礼の内訳としましては、健康づくり課で行っているまちじゅう元気塾ですとか、ふまねっとサポーターの謝礼、それから元気隊ウォーキングの推進員の謝礼と、あとは、地域を明るくするリハビリテーション専門職の会というところに、その専門性を活かして事業所等へ回っていただいて、希望により、専門性を活かした講師、講演というか、そういう内容をやってもらっているものですから、この方たちに対する謝礼、これが含まれています。ですので、今の介護予防教室の謝礼というのではなくて、別のものの謝礼になります。
- 以上です。
- 石原孝之委員 私が今質疑したのは、医師会館で行う、医師が地域の予防教室に講師としてだったり、あとは地域のころばん体操、今まで運動の予防教室をやられていたと思うんですけど、口腔とか栄養という話で言われたので、専門の方が地域に行かれると思うんですけど、その方々の講師料の、もし決まっている範囲であれば教えてください。
- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 先に説明しました介護予防教室につきましては、委託という形をお願いする予定でございます。ですので、複合型プログラムにつきましては、300万円ほど委託料として予定をしております。
- 井出哲哉委員 今のところに関連してなんですけど、そもそものところで、3款2項一般介護予防事業費、今のページのところで、277ページですか。

こちらが前年度との比較にはなるんですけれども、介護予防に関して、予算が増えていくというところで、何かしらの予算をつくった、来年度こうしていこうというところの、金額的には、割合としては大きくはないんですが、ここ、ちょっとポイントの1つかなと思っているので、ちょっとそこら辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 総合計画のほうとの整合も考えたんですけれども、総合事業のほうでサービスを受けられる方よりももっと軽い方から、もう介護予防ということ始めていかないと、重症化なり要支援になる方の増加を抑えていくことは難しいということで、一般介護予防の経費を今年度は増額をしております。

以上です。

- 井出哲哉委員 とてもよく分かりました。それで、先ほどの石原委員からの質疑に対する御答弁の中にもあったんですが、今回の介護予防というところでの目玉というか、先ほど、口腔とか栄養のほうにも力を入れますよというお話もありましたし、ほかのところにもなってしまうのですが、独り暮らしの高齢者への相談事業というところなんかも予算が増しているものですから、介護予防、早めに手を打つよというところで、令和5年度の予算で、特に、この辺りを注力していくというところをお教えいただければと思います。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 主に力を入れていこうとしているところは、先ほどのところの一般介護予防の部分と重なりますけれども、先ほどの介護予防教室を増やしていくということと、もう一つ、地域介護予防活動支援事業というところも増額をさせていただいておりますが、ここについては、焼津の御当地体操であります焼津ころばん体操というのを、元気な方も介護予防の1つとして、たくさんの方にやっていただきたいということで、ころばん体操を広めるための体操の会場の整備をするための補助を予定しております。なので、そういったところは、主に力を入れていこうとしている部分でございます。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 同じところなんですけれども、地域介護予防活動支援事業費は、高齢者の居場所運営助成の経費とか、焼津市独自の介護予防運動と、これがころばん体操ですかね。これを周知させる経費ということなんですけど、最初の居場所運営助成というのは、これから立ち上げていくという御答弁があったと思うんですけれども、もうこっちでは、くろしお運営助成を出すという予算がついているので、場所をどこでやるのかというのは、もう決まっているんじゃないかなと思うので、その辺のことを教えてもらいたいですし、その下の介護予防把握事業費が、ひとり暮らし高齢者あんしん相談事業ということなんですけど、実際に、焼津市の今、独り暮らし世帯というのは何人ぐらいいるのか。その辺のことを教えてください。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 居場所づくりの補助金につきましては、今もう既にあるんですけれども、来年度も継続していくということで、お金もついて予定をしております。居場所づくり講座というところで、居場所づくり推進員、講座を受けた方は推進員ということになるんですけれども、その方が居場所を新たに開設して下さることになったときは、立ち上げから3年間の補助をしております。

現在の居場所の数ですけれども、2月の末現在で、居場所が42か所ございます。推進

員につきましては、累計ですけれども、66名ということで、順調に増えている状態であります。

それで、あとはひとり暮らし高齢者あんしん相談事業の件で、ひとり暮らしの方がどれぐらいいるかというようなお話でしたけれども、今回、ひとり暮らし高齢者あんしん相談員が対象としている方というのは、80歳に到達した方で単身の高齢者を予定してまして、今年度は138人を対象にして、訪問できた方が今114名となっております。ですので、令和5年度につきましても同程度の数を見込んでおります。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 最初の居場所が42か所というのは、御答弁ありましたけれども、そこは全小学校区にあるということでしょうか。何かマップに情報提供できているようなものがあればまた教えてください。

それと、ひとり暮らしの80歳以上、138人に、現在114名に相談活動をしているということなんですが、その取組と民生委員さんの取組は、何か連携してやっているんですか。どういうふうになっています。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 やり方でございますけれども、民生委員さんたちに声をかけさせていただいて、協力をいただいているんですけれども、民生委員さんの持っている地区で、この方、ひとり暮らしでというような情報をもらいまして、そういった方を個別訪問させてもらっております。

居場所につきましては、全学区にございます。

居場所を1つの冊子にしたものもございますけれども、ケアナビやいづで通いの場ということで、ホームページから、ケアナビやいづを開きますと、居場所の位置が確認できるようにしてございます。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 居場所のほうはホームページでちょっと確認してみます。全小学校区にあるというふうに認識されて、よろしいですね。

先ほどの民生委員さんから情報ももらって、それで相談活動しているというのと、じゃ、その相談に行く方はどういう人なのかなって。何かの資格を持った方なのか、市の職員なのか、何かそういう、ちゃんとした人じゃないと、そんな情報を勝手に民生委員さんからもらって行っているのはちょっと心配になるんですけれども、そういう位置づけはどうですか。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 相談員は市の職員で保健師です。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 じゃ、大丈夫です。

- 石原孝之委員 3款3項7目、280ページ、認知症総合支援事業費に関してです。

昨年度は1,941万3,000円計上されています。今年度は約1,000万円ほど下がった903万円ほどの予算づけになっています。認知症政策はこれからもう必須だと自分は認識しておるんですが、実際予算が1,000万円ほど下がった理由を教えてください。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 認知症総合支援事業費が減額になった主な理由ですけれども、令和4年度まで認知症総合支援事業費に入っておりました、生活機能チェックにかかる認知症のスクリーニング、この部分が、財源が変わりまして、介護予防把握事

業費のほうに移っております。その関係で、認知症の総合支援事業費が減額となっております。

○石原孝之委員 どの事業に移っているか、項目を言ってもらっていいですか。今の言ったものが。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 3款2項1目介護予防把握事業費になります。

○深田ゆり子副委員長 277、278ページで、包括的支援事業費、任意事業というのが、3種類、相談事業と権利擁護事業と、包括ケアマネジメント支援事業と、そのほかあるんですけども、この市内で4か所の包括支援センターがあるということなんですけど、先進地を見ますと地域包括支援センターをあちこちたくさん増やしているんですよ。焼津市は、当初4か所から、それから増えていないんですが、こういう先ほどの高齢者の居場所とか、そういうのは増やしているんですよ。

だから、こういう地域包括ケアセンターとタイアップした居場所とか、認知症の相談とか、生活支援とか、何かいろんなものがそこでできるといいなと思うんですけども、何かそういうふうにするというのと、あと、相談者の方が、やっぱり焼津から東益津の高麓行くのは大変だとか、豊田からとか。本町から西小川に行くのに、車に乗れない人は足が不自由だもんで交通の便が悪いし、来てもらえる。来てもらって相談を受けるということもできるんだけど、何分で、もう次のところへ行かなきゃいけないからといって、なかなかゆっくりそういう相談できる場所とか、そういうこともないので、4つの包括ケアセンターを中心に、そこをまた支所みたいに分散して、居場所づくりと併せてできないかなと思うんです。あっちやったりこっちやったり、個別にやるよりも、そういう総合的にやっていくという計画はないですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 今のところ予定はないんですけども、御意見として伺わせていただきます。

○石原孝之委員 3款3項7目の、先ほど認知症政策事業費のことです。

1,000万円ほどスライドして下がった予算計上はお伺いできました。チームオレンジコーディネーターに関して、1名、委託料ということで、僕も、人物は存じ上げているんですが、足りないんじゃないかという思いがあるんですよ。国としては、もうこれから認知症サポーター養成講座のその先に、もうステージは移行していて、チームオレンジで各自自治体で、醸成していかないといけないのかなと思うと、1名ではなく、2名、3名、その辺の、今回、これからの展望を含めて、令和5年度も1名で大丈夫なのかというところも含めてお伺いしたいんですけど、いかがですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 このチームオレンジコーディネーターでございますけれども、令和4年度の途中から新たに委託を始めて、まだ1年たっていないんですけども、お一人で全てをやっていただくというよりも、ほかにも包括支援センターですとか、生活支援コーディネーターといった方もおられるものですから、その方たちと一緒に動いていただくというのも考えておまして、令和5年度に関しては、まだ増員の予定はないんですけども、行く行くは、もしそういう状況に石原委員からおっしゃっていただいたような状況が見込まれるようでしたら、増員も考えなくてはいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○石原孝之委員 本当にこのチームオレンジコーディネーターというのは、かなりの要になると自分は認識しています。なので、まだ半年とか、期間は、もう少し様子を見ながら拡充していくということも聞けたので、ぜひこれは拡充の予算づけも含めて、また前向きに検討していただければと思います。

続きまして、このおみね輪プロジェクトに関してなんですが、同報無線でも、行方不明者の方が出たときに、同報無線とおみね輪のアプリと連動して、行方不明者の検索をやっていると思うんですけど、このおみね輪プロジェクトのアプリを登録される方の人数は増えているんですか、伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 令和3年度は6,023件で、その前の年度の令和2年は2,395件ですので、増加しているというふうに言えるかと。

○石原孝之委員 じゃ、これだけ1年でアプリの登録者が増えているという認識ですよ。自分も認知症の父を抱えていて在宅で介護していますので、夜中の冬場の2時とか1時とか、例えばそういう時間に行方不明者だったり、もう夜真っ暗になってから行方不明者が出たら、御家族の心労も考えると相当なもんだなと思うんですが、せっかくいい、こういったアプリケーションというか、システムを導入しているのであれば、もっともっと認知を増やしてほしいというのが、私だったり、いろんなこの業界の方々の声なんですが、これから認知症の方が、高齢者が増えるということで推測すれば、実際、連動してこのおみね輪の登録者だったり、そういったものも市としてお金をかけてやっているということをちゃんと周知していったほうがいいなと思うんですが、そのPR方法なり市民に呼びかけに関して、どんな形でやっていますか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 周知方法につきましては、もともとやっているホームページでのPRのほかに、ケアマネジャーさんたちには説明会を開いて、そういった方がいらっしゃったら登録をとということで、事前登録をしていただきたいということでPRをしていただいております。

あとは、認知症サポーターの養成講座の際にもPRをさせていただいているところです。

以上です。

○石原孝之委員 これだけせっかくいい機能もあるので、もっともっと連動して増やしていけることを私も望んでいますので、ぜひよろしくをお願いします。

○深田ゆり子副委員長 279、280の在宅医療・介護連携推進事業費というのは、実際にどういうふうに行うのか、説明をお願いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 まず、在宅医療・介護連携の推進協議会というのがあるものですから、そういった協議会で、課題等をお話ししていただくほかに、市民講演会を開くですとか、あとは、あたたかい目という、その方の状況を個別に記しておく黄色いファイルがあるんですけども、そういったものを使って、在宅ケアを多職種で連携を取っていただくようなものを勧めたり、あとは、終活に向けた、ACPって呼んでいるんですけども、人生会議、要は、自分がこういうケアを受けたい、こういうふうになりたくないという希望を事前に家族ですとか、介護、医療の関係者と話し合いをしていく、そういったものを広めるために、こういう「ことのはノート」というものをつくって、終活を広げていくような、そういうことをこの事業の中でやっております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 最後に、281、282の、保健福祉事業費、高齢者保健福祉用具給付等事業費、これ、高齢者の補聴器補助なんですけれども、前年度と同じで300万円というのですが、これまでの申請状況とかはどうでしょうか。今回も上限3万円なので、もし3万円でしたら、100人分になるんですけれども、人数的にはどうでしょうか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 保健福祉用具につきましては、議員のおっしゃったとおり100人分を用意しておりまして、2月末現在で、今、申請があった件数が54件です。
以上です。

○深田ゆり子副委員長 1人当たり大体幾らぐらいの補聴器を購入されているというか、そういうのは統計を取っていますか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 平均の購入額はおよそ30万円ぐらいです。
以上です。

○深田ゆり子副委員長 そうすると、やっぱり上限3万円、30万円というとかなりやっぱり大きい金額なので、もう少し上げていただければ、2月末で54件ということは、3月に入っても100件には届かないということになりますので、もう少し金額を、上限の3万円という金額を上げることができるんじゃないでしょうか。

それと、この高齢者保健福祉用具給付等事業費の横に、これは高齢者の補聴器だけですよね。ほかにもあるんですか。もしなければ、括弧として高齢者補聴器補助とか書かないと、これだけでは説明ないと分からないですから。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 議員の御提案で題名だけで、ちょっと分かりにくいよというお話は伺っております。その名前で探すのは難しいものですから、ホームページのほうは、その事業の名前の横に補聴器補助ということで、書き添えまして、補聴器で検索すると、引っ張れるようにいたしましたので、報告させていただきます。

○河合一也委員長 質疑、ほかによろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第7号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩(11:30~11:36)

○河合一也委員長 次に、議第30号「焼津市総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 総合福祉会館の市外の人を2倍にするという条例の一部改正案ですね。15.3%の方が市外の方で、それで1年で試算すると122万円ぐらいだったと思います。実際に市外の方というのは、どの町、どの市からの利用者が多いのかというのは分かりますか。

それと、福祉団体なのか、それとも一般の団体なのか、個人なのか、その内訳はどうでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 市外の方についてはデータがございません。不明でございます。福祉団体等々が利用しておるんですけども、個人としての利用はございません。

○深田ゆり子副委員長 市外の福祉団体は、全て15.3%は市外の福祉団体の方ということによろしいですか。一般の団体もあるということですよ、団体。個人はないということですから。

それで、市外というのは、藤枝なのか、それとも静岡なのか、それとも東京とか、どこかまた別の県外の団体なのか。

○杉山広晃地域福祉課長 市外の方の、藤枝市あるいは静岡市、県外というのは私ども確認してございませんのでお答えできないんですけども。

市外の方は先ほど福祉団体と申しましたけど、一般の団体のみ。

○河合一也委員長 ほかに何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、意見がないようなので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 これは行政経営部のほうで財政関係から持ち上がってきた話だと思えますけれども、私は、市外の人たちに2倍の金額を値上げするというのは、やっぱり焼津市は冷たいなというふうな印象を与えますし、近隣市町の議員にも聞きましたけれども、こういう公共施設を2倍に値上げするということはしていないということなので、焼津だけがこういう突発的に突出するようなことをするということはやっぱり印象を悪くします、市外の方から。物価高ですごく大変になっているときに、じゃ、焼津市にさえ勤めていて使えばいいのか、でも観光にはみんな来てくださいねって、そういう二重の側面を見せるような形の財政運営をするということで私は反対です。

○河合一也委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第30号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号「焼津市大井川福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある方は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 市外の方は2.3%で、金額にすると1万6,000円ということで、か

なり利用者は少ないですよ。それでも上げる理由というのは何ですか。

- 杉山広晃地域福祉課長 大井川福祉センターのやすら樹と今回ほかの公共施設の見直しはなぜかということだと思えますけれども、現在の総合福祉会館や大井川福祉センターの使用については、市内、市外にかかわらず利用者負担額が試算額に比べて低くなっておりまして、適正じゃないということが挙げられておりました。

使用料の検討に当たっては、適正額の乖離が大きいため、1度に利用料を上げることや市民への影響などを考慮しまして、他の公共施設も含め全庁的に検討した結果、市外事業者の料金加算については50%から100%にまとめるというふうに改定しましたところ。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 そうしますと、市内、市外にかかわらず、焼津市の公共施設の利用料金は適正でないということを今御答弁いただきましたけれども、それはどこからの説明ですか。市長ですか。行政経営部。全庁的にって。

- 杉山広晃地域福祉課長 全庁的ということで申し上げました。一応、財政課を中心に関係各課が集まりまして論議した結果、そういったものになってございます。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 市内、市外にかかわらず適正でないという判断を財政課がしているということは、その根拠になるものは何でしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 会館の使用に係る経費がございましてけれども、経費と利用の関係を試算しまして打ち出しているというふうに聞いております。

以上です。

- 河合一也委員長 ほかはいいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 河合一也委員長 質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

- 深田ゆり子副委員長 今、全庁的な説明もいただきました。市内、市外にかかわらず適正でないということを、経費と利用の関係だということなんですけれども、そうしますと、今回は市外の方の値上げですけれども、これから先、また今度は市内の方に向かってくるんですよ、今の説明ですと。だから、これ、本当にちょっと怖いやり方ではないかなと思います。特に大井川福祉センターは利用者が少ないのに、それでも市外の方を値上げするということには反対です。

以上です。

- 河合一也委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第31号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 河合一也委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号「焼津市奨学金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

- 石原孝之委員 以前、この奨学金に関しては一般質問させていただきました。その経緯があるので、また改めて質疑させていただきます。

3番目、条例を引き継ぐという形で効力を有する。参考資料を見ると、どうしてもその部分だけ抜けているんですけど。32号が載っていないんですけどね。照らし合わせたかっただんですけど、いろいろ。どこかに載っているところがあれば今伺いたいんですけど。

- 杉山広晃地域福祉課長 奨学金条例の関係は廃止になるものですから、参考資料がございません。
- 石原孝之委員 廃止にする経緯も一般質問で伺っているのですが、やはり、資料として、なくす部分でもつけてもらったほうが。何でかといいますと、効力を有するって形で書いてあるので、特にまた、じゃ、その条例の第2条から4条まで及び第8条から第17条までの規定はこの条例の施行後も効力を有すると書いてあったので、じゃ、どの効力がこれからも続くのかなというところを照らし合わせたかっただかなと思ったんですけど。資料をつけていただくと助かるなと思いました。

条例に関してなんですけど、やはり潜在的に生活困窮者が増えている昨今です。ほかの団体でのいろんなところで奨学金の制度が拡充しているというところで焼津市独自の奨学金を廃止するという決断、あとは人数も減ってきている。ただ、周知されていないんじゃないかという部分があったり、それから、ほかのところにも全部移行しているのであれば、ほかの銀行とかいろんなところがやっている、奨学金の団体がやっているところが増えているのか。ただ、本当にこれだけ貧困の方が増えているという現状だと、どうしてもその時点で諦めちゃっているんじゃないかというところがすごく私の中でもとありまして。

なので、ぜひ、アンケート調査なり、これだけ貧困家庭が増えている中で、もう進学すら諦めちゃっているというところのもっと深掘りをしてほしいなって思いがいまだに残っております。それに関してはどうでしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 11月に一般質問で定住の関係と絡めて奨学金の拡充をというような質問だったと思うんですけども、そのときに市長のほうも、奨学金の事業のほかに、県とか国のそういった金融公庫による教育ローンだとか、社会福祉法人焼津市社会福祉協議会が実施する生活福祉資金とか、そういったものが充実していて、民間の企業にもそういったものがあるよということでもあります。

加えて、令和2年度から私立高校の授業料の実質無料化というのもございまして、困窮の方、確かにいらっしゃるということは承知しておりますけれども、そういうのを使っていく、あるいはそういったふうに無料化になっているということで、私どものほうの奨学金の人数というのは今現在1人という中で、来年度の対象となるのは、今度は中学校、今の中学校3年生でございましてけれども、その方々に、中学校のほうに確認したところ、市の奨学金を使わないということで、ゼロということで、現在高校1年生の方が来年2年生でありますけれども、その方の24万円を予算化しているという状況でございまして。

ですので、困窮者の方がいらっしゃるというのは承知しています。だけれども、住宅資金の関係だとかそういったところでサポートはしておりますし、子どもが高校に行けない、大学に行けないというときは、そういった相談を受けた中でしかるべき支援をしておるといふふうに考えております。

以上です。

- 石原孝之委員 その理由も承知の上での質疑だったんですけど、実際、自分も貧乏な家でして、進学は絶対できないよって。今は、先ほど言ったように、国も私立のところの免除だったりとか、いろんところで拡充されています。時代の変化に合わせて、古いもともとの条例でしたので、もちろんいろんな、世の中、銀行やいろんな団体でニーズが増えて、そちらのほうに移行している方もいるかもしれないですけど、転出者が増えるあの世代をまたカムバック、Iターンも含めての、そこら辺まで見据えての条例とか、バージョンアップを期待しているというのが本音です。ほかの課をまたぐ話なので、横断的にやらないとこの辺の話は、長い目を見て、結局、焼津市で義務教育ですと育てた子が外へ出ていっちゃう。その後の奨学金もひもづけることによって、奨学金の返済は3年間カムバックしてくれたら、Iターンしてくれたらという形で絡めていくことで、複合的に絡めていくことで、奨学金、昔の条例なので、先ほど言ったように、廃止というのは理由も分かりましたけど、そういう形でバージョンアップをしていくというのが私の本音です。

以上です。

- 深田ゆり子副委員長 私は、条例と規則と基金条例と読んできました。この廃止する条例については、基金条例によりますと、第2条で「奨学事業振興のため焼津市に寄せられた寄付金をもって充てる」ということが基金条例に書いてありますよね。

いつからやったかという、昭和36年4月1日から。もう62年になるんですよ。すごい長くやっていただいて。もともとは寄附から始まったということなんですけれども、今、石原委員もおっしゃったように、生活がすごく困窮している世帯がすごく増えていると。正規職員にもなれない、大学に行くのも諦めるという、そういうときにこの基金条例を、バージョンアップという言葉を使っていたけれども、充実、拡充させていくためには、焼津市はふるさと納税寄附金が多いんですから、その寄附金を奨学金の基金に充てれば十分対応はできると思うんですよ。そういう検討はされなかったのかどうか。

これまで高校や大学に奨学金を利用した方が総勢で何人いるのかというのを、もしかしたら前に聞いたかもしれないですけど、確認しておきたいと思いますが、どうでしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 まず、ふるさと納税等が多いという中で、そういったところを奨学金制度のバージョンアップとか拡充というところで使ったらどうかということだと思います。それで、その中の検討をされたかということなんですけれども、そこについては検討はしておりません。

- 櫛田隆弘健康福祉部長 焼津市の奨学金ですけども、これ、貸付けをして、通常ですと銀行さんから借りれば当然利子がつくわけですけども、これが無利子になっています。ですので、返金については無利子、要するに元本を返していただくということにな

るものですから、通常、それ以上のプラスアルファというのはございませんので、基金を繰り入れてどうこうという検討はしていないと、そういうことです。

○杉山広晃地域福祉課長 もう一点、奨学金をこれまでに使われた人数でよろしかったですか。679名の方が使ってみえます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 高校、大学も合わせてですね。

○杉山広晃地域福祉課長 高校生のみです。奨学金の制度は高校生のみになります。

○河合一也委員長 先ほど出たんですけど、廃止したからといって載せないということでしたけど、これはもう通例なんでしょうかね。条文だと、ここの部分を削除と、旧の部分と削除した部分ははっきり分かるんですけど、今度は旧のものが全然我々は分からないものですから、今までどんな制度だったか、給付だったのか貸与だったのか、高校と。今、やり取りの中で分かるんですけども、大ざっぱに教えてもらっていいですか。これ、高校生対象に無利子の貸与型のみのものでしたんですか。あと、それを何年ぐらいで返済するのか。

○杉山広晃地域福祉課長 対象者は、高校生のみです。月々2万円の奨学金を毎月やりますので、年間24万円、それが3年間。

先ほど部長のほうから答弁もありましたけれども、無利子なものですから、元本に対して、借りたお金に対して、借りたというか、これは給付型ではないので現金を渡しますけれども、それを何年後からか償還して払っていくという、返納するという形になっています。

以上です。

○河合一也委員長 返済期間というのはどれくらいなの。

○杉山広晃地域福祉課長 8年以内というふうになっております。ただ、その8年以内というのをどうしても払えない方が多数おります。ですので、まだ滞納をされている金額があるんですけども、その場合は返済計画というんですか、そういったもの、月々5,000円だとか1万円とか、その人によって違うんですけども、そういったものを、分納計画を立てまして、返済を求めています。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかのと類似したものだから、そういうのが多いからということが理由の1つにあったんですけども、じゃ、類似じゃなくて、それこそ焼津独自で、この子たちが将来、焼津に勤めて、焼津に住んでくれたら特典があるとかすれば、随分Uターンを食い止めるような工夫になるんじゃないかと私も思いましたので、これは私の意見として伝えておきます。ぜひもう一回検討してみてもいいかなというふうに思いますので、お願いします。

ほかに意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 やっぱ62年の歴史を持った奨学金制度、この奨学金はこの辺では焼津市が独自でやっているということをお聞きしましたし、これ、廃止することは簡

単なんですよ。つくることが大変なんですよね。条例というのは本当につくることが大変なので、これ、廃止してしまえば、もう新しく奨学金条例をつくろうという話が出てこないと思うんですよ。

だから、ここは、今、委員長や石原委員がおっしゃいましたけど、いかに市民の皆さんに知らせて、焼津にも帰ってきてもらいたい、そして活用してもらいたいと、そういう啓発というか周知というか、そういう宣伝というのは、対学校だけだったと思うんですよね。だから、そういうことももっとやっていけば、借りれる人、借りたい人もたくさん出てくると思いますので、今回急いで廃止するということを決めないほうが私はいと思いますので、今回の条例の廃止条例には反対いたします。

○河合一也委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、討論を打ち切ります。

これより採決します。

議第32号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩とさせていただきます、1時に再開したいと思います。

休憩(12:01~12:58)

○河合一也委員長 引き続き審議を進めていきます。

次に、議第37号「焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○石原孝之委員 今回、条例の中で、第6条第1項中の42万円を50万円に改めるという金額の設定、この根拠を教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 今回の改正には、社会保障審議会という国の審議会の部会のほうで、議論の整理において、出産育児一時金を、令和4年度、全施設の出産費用の平均額の推計を勘案して、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを受けまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして焼津市の条例のほうも改正をするということで、一応50万円ということで、42万円を50万円にするという条例改正を提出させていただきました。

以上でございます。

○石原孝之委員 国が50万円は報道でも聞いたんですが、焼津市も足並みをそろえたという形になりますね。ぜひ焼津市は、それこそ子育て政策を充実させるというところが一番肝だし、それも他市に先手を打つということも含めて、もう少し色をつけて、出産育児一時金、やはり出産のときの、物価高騰で値段もいろいろ上がっているというのがありますけど、そこら辺に関しては、その出産に対する入院費だったり一時金というのはもう少し拡充していただきたいなという思いがありました。そういった声も市民の方

からありましたので添えておきます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 今、焼津市の年間の出産数は800人、下がっちゃっているんですよ。そうすると、国保の場合、年間、4月1日からということで、翌年の3月31日までの1年間なのか、これからずっとこの金額で増えていくのか。まず年間の人数、見込み数というのは何人と見込んでいますか。

○鈴木利明国保年金課長 令和4年度の見込みとしましては、61件を見込んでおりました。以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 令和5年度は。

○鈴木利明国保年金課長 令和5年度につきましては、50万円を63件見込みまして、これにつきましては、出産した年度でなくて申請した年度になるものですから、今年度の3月以前、3月に生まれた方については翌年度申請という形になるものですから、その場合、今回の条例改正にも、4月前に生まれた方については従前の例によるということになっておりますので、その方々については42万円という形になるものですから、それを4件で67件、令和5年度については見込んでおります。

現在、国のほうで50万円ということが出されているものですから、改正があれば、市のほうの条例もさせていただくんですけど、今現在はこれで継続をしていくという形を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 3月までの方は42万円ということですね。3月分の生まれた方についての市の独自の支援というのは考えていないですか。

○鈴木利明国保年金課長 現在の上乗せをとということなのかとは思いますが、それは現在考えておりません。

ちょっと訂正を。先ほどの申請の時期という話なんですけど、3月31日までに産んだ方、出産された方については旧の42万円という形になります。例えば3月31日に生まれましたよとなれば42万円、申請時点が4月1日以降になったとしても42万円という形になりますので。という形で訂正をさせていただきます。

○河合一也委員長 質疑、意見はないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑、意見を打ち切ります。

討論はなしでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第37号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手総員であります。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議第8号「令和5年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」を議題いたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

- 深田ゆり子副委員長 290ページ、291ページの歳入で、特別徴収保険料、現年分、普通徴収保険料、現年分の人数をお伺いします。滞納繰越分も。

比較としまして、前年度よりも下がっているものですから、高齢化で高齢者が増えているという中で、後期高齢者のほうに移行が増えているとずっと聞いているんですけども、金額としては減っているものですから、前年度と比べてどうなのかということも併せて伺います。

- 鈴木利明国保年金課長 1問目の保険料の人数ということなんですけれども、こちらにつきましては、連合のほうで県全体の人数に焼津市の被保険者数を出しているものだから、人数という把握はしておりません。

もう一点が減額している理由ということになるかと思うんですけれども、令和4年度が保険料及び均等割の改正の年度、令和4年度、令和5年度が同じ率で均等割額ということになっているんですけれども、令和4年度が改正の年だったものですから、積算するときに連合のほうで現在の率よりちょっと高めに計算されて令和4年度はなっていたものですから、来年度、令和5年度につきましてはもう率が確定しているものですから、それでやった結果、令和4年度よりも少なくなっているという状況でございます。

以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 ということは、292、293の後期高齢者医療広域連合納付金も前年度よりも1,700万円ほど減っているということは、令和4年度の保険料の関係で多過ぎたから新年度は減らすよという計算でよろしいですか。

- 鈴木利明国保年金課長 深田委員がおっしゃるとおりでございます。

- 河合一也委員長 ほかにどなたか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 河合一也委員長 じゃ、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第8号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 河合一也委員長 挙手総員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続けさせていただきます。

議第4号「令和5年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

- 深田ゆり子副委員長 220ページと221ページの国民健康保険税、一般被保険者の金額とすれば1億5,300万円ほどの減になっております。これは75歳以上の方に移行するという国保被保険者の減少ということなんですけれども、人数的に何人減った計上となっているんでしょうか。昨年度に比べて何%それが、何%減ということなんですか。

- 鈴木利明国保年金課長 今の深田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

令和5年度の被保険者数につきましては、全体で2万5,748人で見込んでおります。令和4年度が2万7,131人で見込んでおりました、増減としましては1,383人の減という形で見込みをさせていただきましたが、パーセントとしましては5.1%の減という状況でございます。

以上でございます。

○石原孝之委員 2款5項1目、葬祭費支給費に関してです。ページは229ページ。

今回、予算づけが少し落ちているように思いました。実際、多死社会とも呼ばれていて、死者、亡くなる方が増えるというふうに予測はできるんですが、実際、この予算づけで見立てとしては大丈夫でしょうか。何人を想定しているのか教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 見込みをしましたのが、203件分の見込みをさせていただいております。平成29年から令和3年度の平均が203件と。令和3年度実績ですと192件という形になっております。令和4年度の現在ですと159件という状況ですので、平均から見込みを出させていただいて203件ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 222、223ページの普通交付金、一番上段の普通交付金と特別交付金、この上段のほうは保険料医療費支払い済みということですが、この特別交付金、下のほうですね、これは取組状況、取組と財政状況に応じて配分されるということで説明があったと思いますが、どういう取組が評価されて増えているのか、増えていないのかということをお聞きします。

それから、その3つ下の未就学児、一般会計繰入金ですね。未就学児均等割保険税繰入金が668万2,000円と計上されておりますが、これは何人分で、前年度と比べて、さっきの出産数も似ていますけれども、どういう状況かお聞きします。

○鈴木利明国保年金課長 特別交付金の内訳ですが、特別交付金には、特別調整交付金分と保険者努力支援制度分、特定健診等の負担金分、あと県繰入金特別交付金ということになりますが、令和5年度の予算としましては、全体で特別交付金が2億6,811万8,000円で、今言いました4つの項目がありまして、特別調整交付金につきましては2,629万1,000円に対しまして昨年度が3,592万3,000円、保険者努力支援制度分としまして7,341万5,000円に対しまして昨年度が6,239万7,000円、特定健診等の負担金分につきましては3,185万4,000円に対しまして昨年度が3,012万円、県繰入金特別交付金分としまして1億3,655万8,000円に対しまして令和4年度が1億3,187万2,000円という内訳となっております。

未就学児の均等割の軽減人数でありますが見込みとしまして、7割軽減分が149人、5割軽減対象者が116人、2割軽減対象者が74人、軽減なしが316人で見込みをさせていただいております。

○深田ゆり子副委員長 保険給付費等、交付金の関係で4つの項目を前年度と比較して金額を言っていたいたんですが、特にこの項目が評価されているということは特になんかということではないんですかね。同じような金額で。

それで、前年度と比較すると2億700万円余りが増額になっていますので、これは普通交付金のほうなのか特別交付金のほうなのか分からないので確認させてください。

○鈴木利明国保年金課長 交付金の内訳としましては、普通交付金につきまして、前年対

比で1億9,998万円が増額と。特別交付金につきましては780万6,000円が増額という形ですので、普通交付金のほうが増額は大きいということでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

次に伺います。

222ページ、223ページ、その下のほうの基金繰入金です。前年度予算とほぼ同じような2億3,600万円から2億9,900万円が計上されておりますけれども、令和4年度の決算のときにはもう2億円に、かなり下がっていったと思うんですけれども、その状況はどうですか。

前年度の当初予算では2億3,600万円余を計上しておりますけれども、もう既に補正予算で、基金繰入金を減額してきたと思うんですよね。だから、今現在、基金繰入金というのは、もう年度末ですけれども、幾ら本当は必要だったのかというのは分かると思うんですよ。それが幾らなのかお聞きしたいんですが。

というのは、この2億9,900万円はそこまで必要ないんじゃないかということを確認したいんですが。

○鈴木利明国保年金課長 ここで2億円強の基金を導入するというのは、基金の繰入れにつきましては、当初予算編成において、歳入と歳出で、歳出のほうが多い場合に基金から繰入れを行いまして予算調整をさせていただくということになっておりますので、昨年が2億3,000万円、今年度については2億9,000万円ということはあるということでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 226ページ、227ページの滞納整理費、債権回収対策事業費、この中で特に債権回収対策事業費が16.9%と増額になっておりますけれども、これは何件分というか、どういうことで増えているのか、説明をお願いします。

○前川英己納税促進課長 債権回収につきましては、滞納整理機構への負担金が主なものでして、一般会計で24件、国保会計で36件を移管しております。この数字につきましては、前年度と変わりましたプラス10件しておるものですから、その分の負担金が少し増えているということでもあります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 そのプラス10件というのは国保のほうでいいですか。それとも一般。どっち。両方ですか。

○前川英己納税促進課長 全体で10件を足したものですから、それを入金の割合で、おおむね6・4で分けてあるものですから、国保のがちょっと回収するのが今回も多いものですから、その分ちょっと国保も増えているということでもあります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 6・4の6が国保ということですか。

○前川英己納税促進課長 おっしゃるとおり、そうです。

○深田ゆり子副委員長 その下の運営協議会費ですが、40万1,000円は14人分の報酬費だと思います。新年度はいつ開催するのでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 新年度の第1回につきましては7月頃を予定しております。今

後、また検討して開催をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 傍聴はできますか。

○鈴木利明国保年金課長 現在傍聴は考えておりませんが、会議録についてはホームページ等で公開させていただいているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 県内で傍聴できる市町とできない市町等は調査していますか。

○鈴木利明国保年金課長 今の質疑ですけれども、当初予算ではないのかなと思っておりますが。

○深田ゆり子副委員長 当初予算で傍聴できないということが分かったものですから、じゃ、傍聴できないというのは新年度予算の中で中身を、調査、運営協議会の中身が会議録でしか分からない。会議録というのは1週間後、2週間後にアップされるわけじゃないじゃないですか、1か月以上かかるじゃないですか。その間に、傍聴すれば、すぐそこで自分でまとめて、どういうところが課題があるのかなというところも分析できますし、そういう市民からもやっぱり傍聴したいという声が上がっていますので、もうずっと焼津市は傍聴をさせない。その意図は何ですか。

○鈴木利明国保年金課長 この運営協議会の会議録については、広報等で、ホームページ等で公開をさせていただいております。今、時間的にということですので、なるべく早めの広報をするように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 掛川市はちゃんと傍聴できるんですよ。じゃ、何で掛川と焼津は差があるのかということをやっぱり考えてしまうんですね。

国保は、やっぱり国保税を納めて、市民がその税金が、国保税がどのように使われるのかというのを知るのはやはり権利じゃないんでしょうか。だから、私は傍聴をぜひ焼津市もしていただきたい。改めて要望します。

以上です。

○河合一也委員長 ほかに何かありますでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 226ページの保険給付費、一般被保険者療養給付費が前年度よりも1億2,000万円ほど増えておりますが、その理由、根拠をお示してください。

○鈴木利明国保年金課長 療養給付費の増額理由ということでございますが、こちらにつきましては、被保険者は減少しているんですが、1人当たりの医療費が上がっていることから増額の試算をさせていただきました。

令和1年から令和4年の伸び率の平均は99.92の試算でしたが、令和4年度年間見込みが101.85と非常に伸びております。試算に当たりまして、なお、令和2年度がコロナ状況下ということもありまして、こちらの影響を受けなかった場合と実績値並びに1人当たりの医療費などの幾つかのパターンで試算をさせていただいた結果、このような試算とさせていただきます。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 228、229ページの傷病手当金支給費、これ、新型コロナ緊急対策として259万2,000円計上されておりますけれども、これ、いつまで傷病手当が支給され

るのでしょうか。何人分を見込んでおるのでしょうか。

- 鈴木利明国保年金課長 傷病手当につきましては、先般、国の財政支援が令和5年5月7日まで延長されまして、それに基づいて、市のほうも規則の改正を行って対応していくように考えております。

当初予算上では、予算の計算、試算をするときには、このような国の方針が出ておりませんでしたので、当初予算上につきましては、傷病手当の件数は年間で72件という形で見込んでおります。

ただ、今回のこの国の方針が出ましたので、それに基づいて規則等を改正させていただいて、5月7日以降については対象としないような形を取っていくという考えでございます。

以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 延長で、このまま終息に向かっていけばいいですけども、もしまた拡大するようなことがあったら、また国のほうが法律を変えてまた手当をつくると、そういうふうになっていくと思うんですけど。

もう一つ、産前産後期間の相当の4か月分の均等割の軽減が国のほうは新年度で計上している、法律を改正していると思うんですけども、焼津市は計上していますか。

- 鈴木利明国保年金課長 国のほうで今言われているのが、産前産後につきまして、来年1月というようなことを言われております。それで、国としてもまだ正式にこういうような形でというものが示されておられませんので、焼津市の国保会計上はそこは見込んでおりません。

以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 また補正予算で対応していくということですね。その予算の裏づけ、国のほうが10分の10なのか、そういうところは分かりますか。市がまた4分の1負担とか。

- 鈴木利明国保年金課長 財政負担についても、まだ国のほうが正式に示されておられませんので、今後、国の情報等を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

- 深田ゆり子副委員長 231ページの一番下のほうに健康づくり推進事業ということで、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画及び特定健診の実施計画）とありますが、これ、どういうものなのか、説明をお願いしたいと思います。

- 池谷智子健康づくり課長 第3期保健事業実施計画についてですけども、こちらの計画は、データヘルス計画というものと特定健康診査等実施計画というものを一体的に作成するという事なんですけれども、こちらの計画は、計画期間が一致する場合は一体的に作成することが可能となっております。焼津市の場合は計画の期間が一緒になっていて、現在実施、進行しています第2期の計画もこれにのっとって作成をしております。

特定健診等の実施計画については、特定健診の対象者ですとか、実施方法ですとか、達成目標とか、あと周知方法をどうしていくかという、そういう実施計画になります。

データヘルス計画は、そちらの特定健診の結果ですとか、レセプトのデータですとか、そういった健康医療情報を活用して効率的かつ効果的な保健事業をPDCAサイクルで

実施するための実施計画ということで、焼津市は一体的にこちらの保健事業実施計画を作成するものになります。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 市民にとってどういう効果があるのか、この2つを合わせて計画することによって。それを説明してください。

○池谷智子健康づくり課長 目的としましては、健康の維持増進というところ辺で、健康寿命の延伸ですとか医療費の適正化というところ辺を図るということを目指してつくる計画になります。

以上です。

○石田江利子委員 その上の健康づくり推進事業費のところなんですけど、これ、1、2というように書いてありまして、CKDの予防連携フローの運用に関する経費というのと、2が訪問指導事業に要する経費、関連事業が統合したからということになっているんですけど、前と比較していないので申し訳ないですけど、この統合した分がそっくり増えたのか、それとも、CKDのところは8人に1人ということで、力を入れるためにこの辺の予算を増額しているのか、そこを教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 今の御質疑ですけれども、予算が増えているというところは、多くはそのもの、訪問を追加したという形で、訪問の会計年度任用職員の給料とか手当が増額の主な要因です。

以上です。

○石田江利子委員 了解しました。

じゃ、連携フローのところに関してはやっていることは変わらないということでしょうですね。

○池谷智子健康づくり課長 そのとおりです。

○深田ゆり子副委員長 人間ドックについてなんですけれども、掛川の議員から、補正予算のときに、新年度じゃなくて今年度の予算に、人間ドックの契約書に特定健診が書いてあると国からの補助金がもらえるよということが通常でうたってあったみたいなんですけれども、掛川はそれを書いてなくて、3,000万円ぐらい補正予算で後から追加を計上したということなんです。国の会計検査院がそれをチェックして、それは駄目だというふうに言ったんですけれども、それは焼津市も当然入っていると思いますが、書き忘れということもあるじゃないですか。だから、国のほうの指摘がちょっと厳し過ぎるのではないのかな。後で書き忘れていました、追加で補正、修正しますと言えばできることだったんじゃないかなと思うんですが、焼津市の対応はどういうふうにしたのか教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 書き忘れということではないんですけれども、国のほうから、今回の人間ドックの中に特定健診の健診分が入っているものですから、本来であれば、みなし健診として国のほうに報告をするという形なんですけれども、焼津市とほかの市町もそうなんですけれども、そこを契約上しっかり明記されていない場合はその扱いはならないということで御指摘があったものですから、その分、焼津市については、それは明記がされていなかったものですから、その分を返還という形の処理をさせていただいております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 新年度予算に諮られていれば今年度は大丈夫ですか。前年度は人間ドック費となっておりますけれども、契約上は大丈夫ですかということです。

○鈴木利明国保年金課長 来年度、令和5年度から契約書に記載するように準備を進めてまいります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 233ページの基金積立金について元金とか、利子積立金が計上されておりますが、今現在、3月現在の基金というのは幾らになりますか。

○鈴木利明国保年金課長 基金の残高につきましては、年度中の増減ということで、利息が、今現在、11億5,656万6,387円で、本年度中に利息として184万6,000円、元金として積立てが8,854万円をさせていただいたところでございます。

○河合一也委員長 ほか、質疑、意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 じゃ、質疑、意見は打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 新年度予算は、税率改正の後の初めての予算ということで予算案が計上されております。今回、3割、3割、3割というんですけれども、資産のない子育て真っ最中の皆さんの、若い子育て世帯は資産がないという世帯が多いと思いますので、そういう方たちの約3割の世帯が値上げとなっております。所得もあって、資産もたくさんある方は今度の国保税が下がる方も3割いらっしゃると。やっぱりそういうところを勘案して、私たちは基金をもう少し入れて柔軟に対応できるように配慮すべきだということはおっしゃっていましたが、それは変わらないということで。基金もまだ現在11億円以上あるということ、そして、運営協議会の傍聴をまださせていただけないということ、主にこの3つの観点からこの会計に反対をいたします。

○河合一也委員長 討論、ほかにありませんか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第4号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で健康福祉部の議案審査については終了いたしました。当局の皆様、お疲れさまでした。

これで当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

閉会 (13:50)